

○国立大学法人筑波大学科目等履修生等の授業料等に関する規程(抜粋)

平成 17 年 3 月 24 日
法人規程第 34 号

国立大学法人筑波大学科目等履修生等の授業料等に関する規程
(趣旨)

第 1 条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学学群学則(平成 16 年法人規則第 10 号。以下「学群学則」という。)第 72 条に規定する科目等履修生等の授業料等、国立大学法人筑波大学大学院学則(平成 16 年法人規則第 11 号。以下「大学院学則」という。)第 79 条に規定する科目等履修生等の授業料等、国立大学法人筑波大学公開講座規則(平成 17 年法人規則第 35 号。以下「公開講座規則」という。)第 10 条第 1 項に規定する講習料並びに国立大学法人筑波大学学位規程(平成 16 年法人規則第 48 号。以下「学位規程」という。)第 7 条第 1 項に規定する学位論文審査手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(略)

(学位論文審査手数料の額)

第 9 条 学位規程第 7 条第 1 項の法人規程で定める学位論文審査手数料の額は、申請 1 件につき 57,000 円とする。

○国立大学法人筑波大学学位規程(抜粋)

平成16年11月25日
法人規程第48号

国立大学法人筑波大学学位規程
(趣旨)

第1条 この法人規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項、国立大学法人筑波大学学群学則(平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。)第41条第3項及び国立大学法人筑波大学大学院学則(平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。)第47条の規定に基づき、筑波大学が授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位授与の要件等)

第2条 学群学則第41条第1項の規定による学士の学位の授与は、学長が、学群を卒業した者に対し行うものとする。
2 大学院学則第45条第1項の規定による修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与は、学長が、修士の学位にあつては修士課程又は博士前期課程を修了した者に、博士の学位にあつては一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程を修了した者に、専門職学位にあつては専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。
3 大学院学則第46条第1項の規定による修士の学位の授与は、学長が、同項に規定する要件を満たした者に対し行うものとする。
4 学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2第2項の規定による博士の学位の授与は、学長が、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下単に「学力の確認」という。)がなされた者に対し行うものとする。この場合において、当該学位には、大学院学則別表第2の専攻分野の名称を付記する。

(略)

(第2条第4項の規定による博士の学位の授与の申請)

第7条 第2条第4項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第2号の学位申請書に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録、履歴書並びに法人規程で定める学位論文審査手数料を添え、学長に申請するものとする。ただし、筑波大学大学院の一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程に修業年限以上在学し、当該課程の修了の要件として必要な授業科目の単位を修得して退学した者が、再入学せずして退学後1年以内に申請する場合には、学位論文審査手数料の納付は要しない。

(略)

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第9条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、返付しない。

○国立大学法人筑波大学大学院学則(抜粋)

平成 16 年 4 月 1 日
法人規則第 11 号

国立大学法人筑波大学大学院学則
(学位授与)

第 45 条 本大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者には、専門職学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第 2 のとおりとする。

第 46 条 一貫制博士課程(医学の課程を除く。)において、修士課程の修了要件を満たすものとして、研究科長が部局細則で定める要件を満たし、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格した者には、修士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第 3 のとおりとする。

第 47 条 前 2 条に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

学校教育法(抜粋)

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

(略)

第六十八条の二 大学(第六十九条の二第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。